

会議録

会議の名称	第1回 枚方市事務事業評価員会議
開催日時	平成24年5月10日（木）19時00分から20時10分まで
開催場所	枚方市役所 第3委員会室
出席者	正木啓子評価員、三木潤一評価員、和田聡子評価員
欠席者	-
案件名	・枚方市事務事業総点検の実施方針について ・枚方市事務事業総点検の点検・評価の視点について ・その他
提出された資料などの名称	資料① 枚方市事務事業総点検評価員名簿 資料② 枚方市事務事業総点検評価員設置要綱 資料③ 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋） 資料④ 枚方市事務事業総点検実施方針（案） 資料⑤ 今後のスケジュール（案） 資料⑥ 枚方市事務事業総点検 点検・評価の視点（案） 資料⑦ 事務事業総点検チェックリスト（案） 参考資料① 平成24年度・25年度における点検・評価の流れ 参考資料② 事務事業実績測定調書（平成22年度実績のサンプル）
決定事項	枚方市事務事業総点検の実施手法について
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録などの公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	4名
所管部署 事務局：	行政改革部行政改革課

審 議 内 容

1. 開会

事務局：定刻になりましたので、ただ今より、第1回の枚方市事務事業総点検評価員会議を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、会議に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

事務局を担当しています行政改革部長の奥と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本市では5月1日よりクールビズということでございまして、職員がノーネクタイで、出席させていただいておりますので、御了承のほう、よろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、枚方市長より一言ごあいさつ申し上げます。

市長、よろしくお願いいたします。

市 長：枚方市長の竹内脩でございます。

評価員の皆様方には、大変お忙しい中にもかかわらず、本市の事務事業総点検の評価員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日は、このような時間帯に第1回の会議を開かせていただくことになりました。大変、御迷惑をおかけしておりますことをおわび申し上げます。

さて、私は、市長2期目の公約といたしまして、信頼・安心・改革の市政実現を掲げたところであります。中でも、行政改革につきましては、さらに厳しさを増していく財政状況を見据えましたとき、待ったなしの最重要課題であり、精力的に取り組みを進めているところであります。

このため、既に平成8年に策定いたしました行政改革大綱に変わる新たな行政改革大綱の策定に着手いたしておりまして、現在、関西大学の林先生を委員長に、有識者、また、公募市民などで構成します策定委員会において、御議論をいただいているところであります。

新大綱は本年中に、その具体的な課題を実現する実施プランにつきましては本年度中にまとめてまいりたいと考えているところでありますが、改革が喫緊の課題であることを踏まえまして、それらの完成を待つのではなく、同時進行で、今般の事務事業の総点検をスタートさせていただきたい、このように考えた次第であります。

ところで、枚方市におけます行政改革であります、財政危機からの脱出を目的に、職員数の削減を初めとする人件費の削減、民間委託、民営化、指定管理者制度の拡大により、経費削減を中心とした取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、一方では、事務の意義や効果に着目した根本的な意味におきます事務事業の廃止、見直しというものが、十分には進んでおらず、手法の改善、また、職員の削減だけで対応してきたことによる弊害も一部において生じてきている、このようにも考えております。

こうしたことから、これまでにない取り組みとしまして、職員による事務事業の点検結果を皆様に評価いただくことで、さらなる見直し、改善につなげてまいりたい、そのよ

うな思いから、このたび、900項目を超えますすべての事務事業を対象に総点検を実施いたしたいと考えております。

評価員の皆様には、大変お忙しいところ、非常に膨大な作業となるわけではありますが、こうした趣旨を御理解いただきまして、職員からのヒアリングも含め、十分な調査・分析の上、厳しい検証・評価をいただきますようお願い申し上げます。私からの開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。本当に大変、お世話をおかけしますが、よろしく願いをいたします。

事務局：ありがとうございます。

それでは、ここで私の方から、本日御出席をいただいております評価員の皆様を御紹介させていただきますと思います。

<評価員紹介、市出席者報告>

事務局：なお、大変恐れ入りますが、ここで竹内市長は、次の公務のため退席となります。御了承お願いいたします。

<市長退席>

事務局：なお、これ以降につきましては、担当課長の新内から、御説明を申し上げます。

事務局：それでは、本日お配りしている資料の確認をここでさせていただきますと思います。

まず、本日の日程を記した次第と、資料①枚方市事務事業総点検評価員名簿、それと、資料②枚方市事務事業総点検評価員設置要綱、それと資料③枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程、これは抜粋になっております。それと、資料④枚方市事務事業総点検実施方針（案）、それと、資料⑤今後のスケジュール（案）、資料⑥枚方市事務事業総点検点検・評価の視点（案）、資料⑦事務事業総点検チェックリスト（案）、また、参考資料といたしまして、参考資料①平成24年度・25年度における点検・評価の流れ、それと参考資料②といたしまして、事務事業実績測定調書平成22年度実績のサンプルとなっております。

過不足等はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、申し訳ないですが、着席して説明させていただきます。

2. 枚方市事務事業総点検評価員の設置について

事務局：続きまして、事務事業総点検評価員の設置趣旨等について、御報告いたします。

資料②の枚方市事務事業総点検評価員設置要綱をごらんいただきたいと思います。

第1条にございますように、事務事業総点検評価員は、本市が平成24年度及び25年度に実施する事務事業総点検における市役所庁内の点検結果を評価いただくために設置するものでございます。

また、評価員は、いわゆる独任制を取るものでありまして、評価につきましては、三者三様の結果として出していただくこととしております。

なお、このほか、必要に応じまして、評価員間におきます意見交換や、点検・評価作業

を進める上での認識の共有化などをお図りいただきたい趣旨で、事務事業総点検評価員会議として開催させていただくこととしております。

次に、第2条の評価員の職務につきましては、事務事業総点検における庁内の点検結果を評価すること、また、庁内の点検結果を踏まえまして、さらに点検が必要な事務事業を選定すること等としております。

詳細につきましては、後ほど御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

第3条の定数につきましては、先ほど御紹介させていただきました3名の皆様に委嘱させていただいております。その期間につきましては、第4条において2年以内と規定しております。

そのほかの事項につきましては、条文に記載のとおりとなっております。

以上、事務事業総点検評価員の設置趣旨等に関する御報告とさせていただきます。

続きまして、評価員の皆様に、御相談させていただきたい事項がございます。

先ほど申し上げましたとおり、事務事業総点検評価員につきましては、基本的に独任制を前提としているところでございますけれども、今後におきましても、点検・評価の段階ごとに、必要に応じてお集まりいただくことになるものと考えております。

こうしたことから、事務局といたしましては、この会議を進行していただく座長を御選出いただいております。よろしいでしょうか。

<異議の声なし>

事務局：それでは、事務局としましては、座長については、正木評価員にお願いしてはどうかと考えておりますけれども、御了承いただけますでしょうか。

<異議の声なし>

事務局：ありがとうございます。

それでは、会議の座長を、正木評価員にお願いいたします。

それでは、ここからの進行については、座長にお願いいたしたいと思っております。

座長：座長を仰せつかりました正木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座長ということですが、今回は、独任制ということで、皆さんそれぞれの意見がということでございますので、まとめるというよりは、進行役に徹して進めさせていただきたいと思っております。

先ほど市長もおっしゃっておられましたけれども、改革は喫緊の課題であるということで、私ども3名の評価員も、事務事業総点検をより効率的で、それから効果的に実施できるように3人で進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御協力よろしくお願いいたします。

早速でございますが、次に、会議の運営につきまして、まず、公開・非公開、基本的な取り決め事項を確認したいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、御説明いたします。

資料③の枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程をごらんいただきたいと思いま

す。

枚方市では、平成20年度に枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程という、会議の公開に関するルールを定めております。

原則といたしまして、会議の公開につきましては、それぞれの会議において、決定していただく事項となっております。

次に、会議録の作成でございますけれども、審議の経過がわかるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。

会議録につきましては、発言者名に個人名を記載しない形として、事務局で作成の上、3名の評価員の皆様に御確認いただいた上で、確定し、公開することとしていただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

座長：ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました会議の公開方法でございますけれども、規程もございますようですけれども、御意見・御質問、ございますか。

<意見等なし>

座長：それでは、この会議は、原則として公開といたしまして、今後、非公開とすべき案件が出てきたときには、その都度、判断するということにいたします。また、会議録につきましても、先ほど御説明がありましたように作成し、それから、その作成したものを公表していくことというふうにいたします。

3 (1). 枚方市事務事業総点検の実施方針について

座長：案件の審議に移りたいと存じます。

案件3の1、枚方市事務事業総点検の実施方針について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局：それでは、御説明いたします。

資料④の枚方市事務事業総点検実施方針（案）をごらんいただきたいと思います。

まずⅠの実施の趣旨・目的の（1）趣旨の説明でございます。

本市における新たな行政改革の取り組みの一つとして、平成24年度・25年度の2カ年におきまして、すべての事務事業を対象に総点検を行いまして、その結果に基づき、見直し・廃止等を決定し、予算等に反映するものでございます。

次に、（2）の目的といたしましては、①の事務事業の必要性・効率性・効果性の検証、②の市民への説明責任の履行、③の職員の職務執行に対する意識改革の推進としております。

次に、Ⅱの事業概要でございますけれども、（1）の対象事業は、先ほども申し上げましたとおり、本市の全事務事業としております。

次に、（2）の①事務事業総点検の流れについて、御説明いたしたいと思います。

事務事業総点検は、一次から三次にわたって、点検・評価を実施いたします。

まず、一次点検でございますけれども、庁内の各事業所管部署がチェックリストに基づき点検を行います。このチェックリストにつきましては、資料⑦として添付させていただいております。

また、一次評価といたしまして、評価員にその点検・結果を評価いただくとともに、さらに点検が必要な重点棚卸事業を選定いただきます。合わせまして、評価員において選定いただいた重点棚卸事業を、平成24年度において点検・評価する事業と、平成25年度において点検・評価する事業に区分いただきます。

次に、二次点検ですけれども、枚方市の理事及び教育次長により構成します庁内プロジェクトチームによりまして、一次評価における評価員の指摘内容等を踏まえまして、重点棚卸事業を点検いたします。その結果を二次評価において評価員に評価いただくとともに、必要に応じまして、さらに詳細な点検が必要な最重点棚卸事業を選定いただきます。

次に、三次点検でございますけれども、各事業所管部署が最重点棚卸事業について、二次評価における評価員の指摘内容等を踏まえまして、再点検し、三次評価として評価員に説明します。

次に、点検・評価後の流れでございますけれども、市議会・市民の意見ということで、各事業所管部署において、事務事業の点検・評価結果に基づき、対応案を作成し、市議会にその内容を説明するとともに、ホームページへの公開等を行い、意見を求めます。

次に、議会や市民等からいただいた意見を踏まえながら、各部署において、事務事業の見直しを進め、次年度の事業計画や予算に反映していくものでございます。

以上が、事務事業総点検の流れとなります。

これらの具体的なスケジュールにつきましては、資料⑤に記載しておりますので御参照いただければと考えております。

また、参考資料①として、平成24年度・25年度における点検評価の流れに関する補足説明資料を添付しております。

先ほどの説明と重複する部分もございますけれども、平成24年度・25年度の相違点について、ここで簡単に御説明いたしますので、ごらんください。

まず、平成24年度におきましては、一次点検として本市の全事務事業、約970事業になりますけれども、この事業を点検します。

次に、一次評価として、評価員におきまして、全事務事業の点検結果について評価いただくとともに、全事務事業のうちから、さらに点検が必要な重点棚卸事業を選定いただきます。選定いただいた重点棚卸事業につきましては、平成24年度において点検する分と、平成25年度に点検する分に区分いただきまして、以降、平成24年度において点検するとした重点棚卸事業について、二次、三次と点検・評価作業を進めます。

次に、平成25年度は、一次点検といたしまして、平成24年度の新規事業のみを対象に実施いたします。

次に、一次評価として、評価員におきまして、平成24年度新規事業のうちからさらに点検が必要な重点棚卸事業を、資料の中では平成25年度新規点検分としておりますが、これを選定いただきまして、前年度平成24年度に区分いただいた平成25年度点

検分の重点棚卸事業と合わせて、二次、三次と点検・評価作業を進めていただきます。
なお、二次評価以降の流れは、平成24年度・25年度とも同様としております。
それから、資料が前後して大変申し訳ありませんけれども、先ほどの資料④の枚方市事務事業総点検実施方針の資料の裏面にお戻りいただきたいと思っております。

②の点検・評価の視点でございますけれども、①の「公」か「民」か、②の必要性・緊急性、③の効果性・効率性、こういった三つの視点を設けております。

この点検・評価の視点の詳細につきましては、後ほど御説明いたしますけれども、資料⑥に記載しております。

次に、③の今後の方向性につきましては、それぞれの事務事業を今後どうしていくのかを表したものでございます。この区分につきましては、本市で既に取り組んでおります事務事業実績測定に準じまして、資料に記載のと通りの7区分としております。

なお、今回の事務事業総点検では、この、今後の方向性について、各部の事務事業を単位として、③の手段を改善するから⑦の休止までをおおむね3割以上とすることを目安としております。

次に、Ⅲの事務事業総点検評価員ですが、先ほど御説明いたしました資料②の枚方市事務事業総点検評価員設置要綱に基づき、設置しているものでございます。

内容が重複いたしますので、勝手ながら説明は省略させていただきます。

説明は以上です。

座長：ありがとうございました。

ただいま、事務局から、事務事業総点検の実施方針（案）ということで説明がございましたけれども、これが点検の考え方の基本がすべて入っているところの御説明だったというふうに思います。評価員の先生方におかれまして、特に御意見、それから確認をどうしてもしておきたいとかございませんか。ここで何かを言っておかないとこれが基本になると思っておりますので、ぜひ、御質問なり御意見なりいただければと思います。いかがでございましょうか。

座長：そうしましたら、進行役が余り質問してもよくないかもわかりませんが、②のところですが、(2)の②です。裏面です。ここで①、②、③と点検・評価の視点と書かれていますけれども、最近の全体の動きとして、新しい公とか、公民協働とか、少し今までと違ったいろんな行政関与というか、行政関与というより行政事業を新しい考え方でやっていこうという動きがありますが、そういう状況から見ていると、ここで、公か民かと、orで比較するというのが、ちょっといかがかなというふうに思います。それは、どんな具合でしょうか。

事務局：資料⑥、ちょっとまだ御説明する前ですけれども、一応資料⑥に点検・評価の視点（案）として、評価の視点は書いております。

それで、1番の公か民かということで、行政関与の妥当性について、ここで示してありますけれども、今、座長がおっしゃられた公か民かというふうにはっきり分けてしまうのではなくて、ここに、国・府・広域連携の可能性というのがあるので、そういったこと

も含めまして、事務局としては、公か民かというはっきり分けた形で市が実施することの必要性、民間における類似事業の有無、政策、施策に対する目的適合性、国・府・広域連携の可能性をここで挙げているんですけども、今、座長がおっしゃられたような公、民、一緒になったような形というのは、事務局としては、挙げていないです。

座長：何となく書き方が公か民かという。

評価員：そうですね。自治体のほうが思っているらっしゃる案というのは、座長とつながると思うんですけど。ただ、ここに出てくる言葉としては、非常にちょっと、公か民かという。

座長：対立の構造みたいになってしまいますよね。
むしろ行政関与の妥当性というほうが、まだ、ほかの項目から見るとバランスがいい感じはするんですけど。

評価員：むしろ、今おっしゃられた新しい公のあり方とか。何か二者択一のような受け取られ方が、ちょっとありますか。内容とちょっとずれている。

事務局：そうしたら、この点検・評価の視点の中で、行政関与の妥当性ということで、新しい公のあり方なり、今おっしゃったようないわゆる公民連携の可能性みたいなものも入れていく方向で、考えさせていただくということでもよろしいでしょうか。

評価員：それで、それと関係しますけれども、今後の方向性のところに、そこに例えば、やり方として、協働とか、あるいは、これももう少し詰めなくてはいけないと思いますけど、例えば、市はもうやめるけれど、まあそれは民間で実施する方向だとか、あるいは、何か委託のほうに向かうとか、もう少し整理する必要があると思います。

座長：そうですね。今、おっしゃったみたいに、むしろ①と②をまとめて継続で、その内で重点という感じで、①と②とが同じレベルではないものですから、継続するうちの重点とか、それから、あと③、④、⑤も改善になるのか、統合も改善になるし、手段を改善する、ちょっとここがあれなんですけど、簡素化も改善なので、少し改善して継続するというのと、あと廃止、終了、休止、ちょっとここはまだ迷っているんですけど、それと今おっしゃったみたいに、改善のところに、例えば協働なんかが入っていくのかなど。だから、もっと大ざっぱに、そのまま継続するというのと、改善して継続するというのと、あと、廃止、終了と休止を分けるかどうかはまだ、整理できないんですけど、何か少し大きくくりにして、そこに何か丸つけるとか、その中でどこを変えるかというのがわかったほうが、今、おっしゃったみたいに改善で、これは協働ですというところを少し入れたほうが、わかりやすいと思いますね。市民の方が見られたときに、余り細かく分けられると、何をやっているかわからなくなってしまうので。

事務局：そうしましたら、③の今後の方向性につきましては、もうそんなに細かくしないで、もう少し大きな分け方をすることでもよろしいでしょうか。

座長：いかがでしょうかね。

実態は、だから、本当はもっと細かくなってしまうんですけど。その改善の中にいろいろ

ろ入ってくるからね。

事務局：そうですね。

評価員：他市の例だったら、何かこう、フローチャートみたいになっていて。

例えば、やめるのかやるのか、やる場合だったら、どういうふうにするのかみたいな。そういう見通しが欲しいかなというのがありますね。

座長：そうですね。

評価員：市がそういう事業を実施するとすれば、例えば委託を推進するのとか、協働でいくのとか、単独でいって現状維持か、あと拡充するのとか、そういうような何か流れが、だから区分がはっきりとあったら。

このままだと、何か①から⑦の境界がよくわからないというか、どう判断していいのかわからないというのがあるかと思います。

評価員：今、おっしゃったフローチャートへ分けていく中で、重点化という言葉も、まさに、市の中では重点的な施策の一つだけでも、実は市でやるほうがいいのか、むしろ民間委託でやるほうが効率的だし、むしろ重点が必ずしも市が請け負うべきものでもないということになってきますと、やはり現状のまま継続ですと、市が継続するということなのか、現状のまま民間が継続するのとか、その主語もかなり難しくなってくるので、ちょっとこの①から⑦というのは、何か言葉として、これだけ入れてほしいという、評価の用語ですね。それをちょっと。ある程度。

座長：そうですね。用語の説明が要るかもわかりません。現状のまま継続というのは、市がそのまま継続すると。ただ、それと、②の重点化するというのは、実は項目で分けられる内容ではないんですね。先ほどの例えば、民間に一部任せるというんだったら、改善の中である程度民間に任せて、その内の少しだけ行政が関与しておかないといけないのか、あるいは、もう100%任せるとか。100%は改善でなく廃止になるんですね。それを、例えば半分ぐらい、この区分だけは公共がやるんだとか、そういった内容はあくまで改善で中身という形で、今、おっしゃったみたいな感じで、少し、その三つぐらい大きくくりな枠で、フロー的にまとめていただいたほうがわかりやすいかもわかりません。改善の中にどのようなものがある、継続の中にどのようなものがある、それから、今、やめておくけども一部は休止で条件がそろったらやるものと、全く廃止で事業そのものをなくすというのと、うまく、民間の方に全部お願いするという、何かそういう流れとかがあったほうがわかりやすいかもわかりませんね。

事務局：そうですね。そうしましたら、事務局のほうで検討させていただきます。それでまた後日になると思いますけれども、御連絡差し上げるという形でよろしいでしょうか。

座長：そうですね。ここで、どういうふうに本当は点検ができるかということになりますので、今、御意見いただきましたけれども、また、御意見ありましたら、事務局のほうに御連絡するというところでよろしいですか。

とりあえず、かなりこの二つについては、まだまだ、少し整理していただくということで、お願いいたします。

それで、こここのところで、ほかにございますか。

評価員：まず資料⑥を御説明いただいてから。

座 長：そうですね、その方がいいかもわかりませんね。

3 (2). 枚方市事務事業総点検の点検・評価の視点について

事務局：そうしましたら、資料⑥の説明になりますけれども、枚方市事務事業総点検点検・評価の視点（案）ということで、この資料は、本市の事務事業について、庁内において点検する際、また、評価員に評価いただく際の視点として、先ほど御説明いたしました実施方針における点検・評価の視点を基本に箇条書きのかたちで記載させていただいているものです。

公か民かにつきましては、行政関与の妥当性ということで、市がそのまま事業を実施することが必要かということとか、民間において、同様の事業の担い手はいないか、それから、当該事業について、本市以外の団体との広域的連携を模索できないかといったようなことを挙げております。

2番の必要性・緊急性につきましては、事業の実施対象とか時期の妥当性ということで、その事業が市民ニーズに合致しているか、現在の社会経済情勢に適合しているか、現在の当該事業によるサービス水準に妥当性があるのか、それから、今実施する必要があるのか、などといった点を挙げております。

3番の効果性・効率性につきましては、事業手法と内容の妥当性ということで、民間委託による事業手法を検討できないか、当該事業のコストや事業効果についての検証・評価をしているか、それから、実施手法や実施対象は妥当なものか、こういった点を挙げております。

これらの視点に合わせまして、事務事業の総点検では、市議会、監査委員の御意見等を点検・評価の視点に加味することとしております

これに基づきまして、資料⑦になりますけれども、資料⑦の事務事業総点検チェックリスト（案）につきましては、今、言いました視点等を踏まえまして、一次点検において、全事務事業を対象に、各部署において、チェックを行うためにつくったものでございます。簡単ですけれども、説明は以上です。

座 長：ありがとうございました。

一挙に資料の④から⑦までということでしたけれども、この中で、先ほど資料④については、一部御質問いただいておりますが、資料⑥がその詳しいものということで、今、御説明が追加でございました。

何か御意見がございますか。

評価員：この間、ちょっと御説明いただいたときにお話ししたことでもあるんですけども、やはり、この点検・評価の視点の1、2、3というのが、どういう関係になっているのか

とか、よくわからないのがあって、公か民かというお話というのは、私が思うのは、その事業というのが、税金で負担してやるべきことなのかどうかということが、つまり、公共部門がやるかどうかというのは、税負担でやるかどうかという話だと思うんですね。それと、もう一つは、税で負担するにしても、それを公共部門の中でやるのか、だから、公務員がその仕事をするとか、あるいは、民間に税で負担しながら委託、仕事としては市が負うだけけれども、それをやるのは、生産性を高めるために民間に任せるとか、それは委託ということになるかと思えますし、どういう形で、いろんな事業を市が関与するのかっていうような、私のそういうイメージにどういうふうに当てはまるのかなというのが、1、2、3の関係みたいなのがもうちょっとクリアになったほうがいいのかなというふうに思っています。

だから、3番とかだったら、そういう生産性の話というか、そういうふうに思えますし、じゃあ、1の妥当性というのと、必要性というのは、どう違うのかというか、同じことなのかとか、だから、市が関与すべき仕事、事業とは一体どういうことかということ、ちょっと考えなければいけないことになるかと思えますけれども。

事務局：1番につきましては、公か民かということで、税金を負担するかどうかということで、行政関与の妥当性ですね。それをまず1番で見ていただいて、今、2番の必要性・緊急性につきましては、公が今やっている仕事という、実績測定調書で970ぐらい挙がってきますけれども、それを見ていただいて、その事業が本当に必要なのか、緊急性があるのか、時期は妥当なのかどうかということを見ていただくということで、いわば、2番につきましては、1番の公ありきになってしまっている部分があるかなというふうに、確におっしゃるように思ってしまうんですけれども。

評価員：私も、この3本の柱ですね、点検・評価の。これは、私どう見ても並列でないと思うんですよ。1番というのが、すべてにかかわるといいますか、私は、新しい公の構築みたいなのが1番にあって、それが矢印、行政関与の妥当性かなと思っているんですね。いわゆる、従来の枚方市さんも行政の関与が新しいものを生み出すという、それが構築ですよ。それは、先ほどたびたび言ってくださった、そのフローチャートの一番の表舞台といいますか。それから、必要性とか、緊急性であるとか、効果性、効率性というふうに、もう少し細かくなってくると思いますので、2、3がまた、まざっている感じがするので、点検・評価、もう少し大枠で、まず、枚方市さんのこれから持っていこうとするあり方、構築、ほかのいろんな審議会もおありだと思うんですけど、それとのバランスも考えながら、構築されるべき行政のあり方、それがあつた上で、2、3をもう少し区分け、五つぐらいの、例えば、緊急性、必要性、効果性、効率性、公平性とか五本柱ぐらいに点検・評価の視点をつけたほうがいいのではないかと。どうもこれを並列にするから難しくなってしまう気がするので、1番はちょっとかなりもっと大きなビジョンだと思うんですね。ですので、2も3も私も難しいなという感じがしまして、今日の会議を受けまして、また、気がついたことはメールなりでお送りするようにはしますが、この3はどう見ても今のところでは、並列にはなり得るかなという疑問が感じております。

座 長：項目として、並列性のあるものと、それから、例えば、公平性とか、市民が同じように利益を得られているとか、そういうのがあるんですけど、それと行政関与の妥当性って、矛盾するときのほうがむしろ多くて、確かに皆さんおっしゃったみたいに、1のところと2以下のところとは、ちょっと違うんですね。ただ、この1のところを税で負担してどこまでやるのかとか、そういうところまで、我々は事務作業として入れるのかなど、根本的なことまでやっていかなければいけないので、私自身はもう少し、こころ辺で、例えば、法制度上どうであるとか、それから、民間に同じようなものがあるというのは、これは、事務局のほうから資料をいただければ、同じようなことをやっているじゃないですかということはあるので。だから、少し、ここのところの項目がまだ四つほどしかないんですけど、例えば、法律で決まっている、あるいは、法制度上でやらなければいけないことになっている、それから、あとは、近隣の市町村とのバランス上やっていますとかというあたりまでは、具体的に見ないと。また別に、民間でやっているではないですかとか、先ほど、おっしゃったみたいに枚方市がどちらに向かおうとしているかというところで、ほかはやっていないけど、先駆的に、自分たちがやらなければいけない部分はどこだと。要は、総合計画にあるとか、市の今後というより、市政方針でこういう方向にいきたいというのがあるとか、そういった部分とか、もう少し具体的になれば、意思のところその部分でいろんな資料をいただければ、少し判断ができるかなど。だから、ここであり方までいくと、何て言うんでしょう、ちょっと資料をいただいたぐらいでは。

評価員：そうですね。あり方といますか。

座 長：だけどこれ、1、2、3ではないですよ。確かですね。

評価員：ここで、あり方まで決められません、もちろんね。それはもう行政のほうでしっかりとしたビジョンは、それこそ総合計画とかを受けての話なので、資料があつてのことなんですけど、そのところ。

一番は、今出していらっしゃるいろんな指針を受けて、この1をどの事業として、どういうふうに。

座 長：実は、1が一番元なんですよね。これで、先ほどの方針のところに分ける分け方がいくので、1をもう少し、本当はきちんと整理しておかないと。

評価員：そうですね。

座 長：その中で、必要なんだけど、例えば、緊急性ないじゃないですかとなると、休止にするのか、あるいは、少し、時間を長くかけて事業をやっていくのか、効率性は悪いけど、行政で関与の妥当性があるなら、これは、行政の市民の生活上やむを得ないというのが出たりするので、1のところの細かいぽつぽつと四つしか今ないんですけど、ここの整理をしていったほうが良いような気がいたしますね。

評価員：おっしゃるように、そもそも、義務的なものは除かないといけないと思いますし、だか

ら、裁量的なものの中で、こういう判断をしていくということに、もちろんなろうかとは思いますが。

座長：だから、2と3はむしろ後の判断のときに、ずっと並べられるような感じがしますね。そうしましたら、ここの行政にかかわるような妥当性で、これが一番根本的なものになりますが、今も、皆さんからお話いただいているように、三者似ているところもあるし、ちょっと違うところもあるんですが、少し整理していただいて、それで、また個別に少し調整に入っていただくという形で。

事務局：そうしたら、1番、公か民か、行政関与の妥当性について整理した上で皆様にお知らせするので御意見をお伺いするという事です。

座長：1と、それからあとは2と3というのが、完全に性格が違うということで、ちょっと整理をお願いします。そうしましたら、個別にまた各評価員と少し調整していただいて、特に資料④と資料⑥ですね。ここのところの整理をぜひ、よろしく願いいたします。

座長：そうしましたら、今度はスケジュール的な話になりますが、事務事業の評価が、重点棚卸事業と、最重点棚卸事業というこの設定と、それから、平成24年度と平成25年度のそれぞれの年度で、どの重点棚卸事業を点検・評価するのかという区分けなんですけれども、これを決めていくということになってまいります。少し具体的にものを見ないとわからないところがございますので、一次評価作業を進めて、その中で、少し、また意見をお互いに言いながら定めていくと。今、こういうものを平成25年度だとか、何かそういうことも少し、ものが見えない中ではできませんので、一次評価作業を進めるという中で、決めていきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

<異議の声なし>

座長：そうしましたら、次の案件、3の(3)ですね。その他に入りますけれども、その前に、参考資料について説明いただけますか。

事務局：説明させていただきます。今、本市のほうで、全事務事業につきまして、事務事業実績測定調書ということで、すべての事業をこの調書を出している状況です。一番上の事務事業名を見ていただいたらわかりますように、その下に計画体系があります。これは、総合計画の体系で、どの事業がどういう形で、どんな目的で、この事業を行っているかという計画体系を表しております。

その下の事務事業の概要ですけれども、事務事業の種類につきましては、自治事務であるか、法定受託事務であるかということをごに書くようになっております。

その隣の事業開始年度につきましては、いつからこの事業をやっているかということを書く欄になっています。

事務事業の類型ですけれども、一般事務事業というものは、普通の事務事業ということで、そのほか内部管理事務というのがありまして、いわゆる課の運営事務というのがあ

りますけど、そういうのは内部管理事務ということで、類型で分けています。

その下の根拠法令等につきましては、大体、法や条例で定まった事業を行っているということで、その根拠をここに書くようにしております。

負担金につきましては、その事業について、負担金があるかどうかというのがわかるようになっていきます。

その下の目的ですけれども、この事務事業の目的は一体何であるかをここに書くようになっていきます。

その下の活動の概要につきましては、事業の概要がわかるように書くようにしています。

その下の執行方法につきましては、直営か委託か協働かというのをここで選ぶようになっております。

その隣の委託等の相手方につきましては、委託や協働の相手方をここに書くようになっております。

達成目標につきましては、いわゆる事業の目標です。

あと、その下の指標の推移につきましては、いわゆる事務事業評価で成果指標なり活動指標というのがありますけれども、本市につきましても、以前、事務事業評価をやっておりまして、その中で、成果指標と活動指標、両方書く欄があったんですけれども、ちょっと簡略化しまして、活動指標でも成果指標でもこの指標の中に書いていただく、どちらでもいいです。行政の仕事の中には成果指標がなかなか書けないものがありますので、その場合は、活動指標を書いてくださいということを書いております。

その下の指標の説明につきましては、この指標がどういった形で推移しているかという説明を書いてもらっています。

その下につきましては、経費の推移ということで、2009年から入るようになっております。

評価員の皆様には、2011年度の評価結果をお渡しすることになっておりますので、この推移につきましては、2009年、2010年、2011年、3カ年について、推移を見ていただくようになっております。

それと、裏面に実績測定ということで、目標の実績度ということで、この前の指標の中で、指標の目標と実績という数字を書く欄があるんですけれども、これで実績というのを出すようにしております。

目標分の実績ということで、パーセンテージを出すと、実績度につきましては、低いか高いかというのをここで出すようにしております。

それと、事務事業の実績につきましては、例えば、今、お渡ししている分につきましては、2010年度の方ですけれども、2010年度にはどういった実績があったかというのを書く欄になっております。最終的に、今後の方向性と、さっき7区分といたしましたけれども、この今後の方向性を7区分の中から選ぶというかたちになっておりまして、その隣の具体的な今後の取り組み方策につきましては、これは、廃止なので、取り組み方策を書いていませんけれども、改善につきましては、具体的な今後の取り組み方策というものを書く欄になっております。

以上です。

座 長：どうもありがとうございました。

実は、この調書の説明をしていただきましたのは、やはり、これだけではわかりにくいなというふうに思っておりまして、例えば、これは、結果的に廃止になったものではあるんですけども、例えば、同じようなものが出たときに、これに類する資料請求みたいなのもできるんですね。

特に、類似の民間の事業がどうあるのか、実態として、回数は多くても、実は利用している方は非常に少なかったとか、そういった少し付属の資料とかは、また。

事務局：事務局のほうに言っていたら、調整してお知らせしようと思っております。

座 長：わかりました。ありがとうございます。

評価員：1カ所済みません。事務事業の概要のところ、根拠法令等の横です。負担金、あり、なしというのは、具体的にどういうものでしょうか。

事務局：この調書では、事務局の都合で申しわけないんですけど、負担金、あり、なしというのは、いわゆる事業の支出に負担金があるかないかのフラグを立てているだけのものとなっています。

評価員：わかりました。では、私たちは無視していい項目ですね。

事務局：そうですね。

座 長：ちょっと用語の説明が要るかもしれないですね。これはこうだという。それもまた、教えていただきたいと思います。

評価員：あと、ちょっと、意地悪な質問かもしれないですけど、この点検・評価の視点の現状で、事務局としてのイメージでもいいのですが、必要性・緊急性とか、効果性・効率性というような視点で、評価しましょうと言っているのを、例えば、この調書で必要性とか、緊急性とか、あと効果とか、そういうのはどこで判断するのですか。

事務局：実績測定調書は、そういう形にはなっていません。これは、本市で毎年実施しているどんな事業があるかという、いわゆる事務事業の実績報告となっているだけです。

評価員：すると、やはり、判断するときに、比較対象が要るとか、そうすると、この調書だけ見て、今何か評価するとかいうのは、やはり補足資料みたいなのがないと無理だということですよ。

効果とか、指標とかで見ろというような部分もあるのかとは思いますが。

座 長：この一次点検で、各部署がチェックリストに基づき、全事務事業を点検されたときに、少し、この考え方とか方向性に合わせたような資料を、ちょっと後ろにつけていただいたほうが、判断しやすいですね。

例えば、その用語の意味とかを、評価員がそれぞれ違った捉え方で判断が異なってくる

とまずいですから、少しそこもどういう考え方をするかというのを入れていただいていたほうが、チェックリストの後ろか。

事務局：そういったお話でしたら、このチェックリストの中に入れるということは考えられません。

座長：チェックリストが、評価の視点で整理していないところがあるんですね。少し項目が。だから、それを整理し直すこともできますかね。

点検・評価の視点で、行政関与の妥当性のところは少しまた整理するにしても、それに必要性、緊急性、効果性、効率性、それから、公平性ですね。そういった項目で、少し整理したところで、この項目があるとわかりやすいかもわかりません。

事務局：一定、ちょっと、事務局のほうで整理して、また、御相談させていただきたいと思いません。

3 (3). その他

座長：各評価員の先生方で、ほかにございますか。

<意見等なし>

座長：もし、よろしいようでしたら、また、個別に御連絡していただいて、それとまた、各評価員の御意見は、それぞれに流すようにしていただいて、ちょっと、お手数掛けますけど、よろしく願いいたします。

そうしましたら、事務局のほうで何か連絡事項ございませんでしょうか。

事務局：連絡事項ですけれども、本日は、たくさんの御意見をいただきまして、ありがとうございました。

事務局のほうで、いただいた御意見を整理した上で、事務事業総点検の実施方針ですとか、先ほど申しあげました点検・評価の視点等について、また、内容を検討しまして、お知らせしたいと思えます。

それと一次点検の結果ですけれども、一応、6月中旬ぐらいから、随時、お届けしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、次回の会議ですけれども、庁内の一次点検の結果を評価いただいて、その取り扱いを御確認いただくための第2回会議を開催したいと思っておりますけれども、一応、7月中旬から下旬に開催させていただきたいと考えております。具体の日程につきましては、改めて御都合をお伺いした上で、設定してまいりたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

それから、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成した後に各委員に御確認していただいて確認いただいたものを市のホームページで公表してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

4. 閉会

座長：それでは、以上をもちまして、きょう、初めての会議でしたが、終了したいと思います。どうもありがとうございました。